

社会福祉法人西海市社会福祉協議会
ボランティア協力校活動普及事業実施要綱

（目的）

第1条 この事業は、社会福祉法人西海市社会福祉協議会（以下「本会」という。）が西海市内の保育所、幼稚園、小学校、中学校及び高等学校（以下「協力校」という。）が行う次条に掲げる事業及び活動に助成金を交付することにより、社会福祉への理解と関心を高め、社会奉仕、社会連帯の精神を養うとともに、園児・児童・生徒を通じて家庭及び地域社会への啓発を図ることを目的とする。

（協力校の活動及び事業）

第2条 協力校は、それぞれの事情にあわせ、独自の創意と計画に基づき、次の活動及び事業を行う。

- （1）福祉講演会・映画会・展示会等の開催
 - （2）ボランティア新聞等の作成、配布
 - （3）まちづくり点検活動・調査
 - （4）福祉体験活動
 - （5）社会福祉施設等訪問・交流活動
 - （6）地域内の団体・高齢者及び在宅障害者との交流活動
 - （7）学校行事への招待状・年賀状の作成
 - （8）福祉マップ作成
 - （9）各種募金及び収集活動
 - （10）ボランティアワークショップの開催
- （協力校に対する支援）

第3条 本会は、協力校の要請に応じて次の支援を行う。

- （1）活動助成金の交付
 - （2）学習会、研修会等の講師・助言者の斡旋・派遣
 - （3）協力機関との連絡
 - （4）研究・調査等に必要な資料の提供と機材の貸与
- （協力機関）

第4条 この事業は本会、各福祉施設、教育関係団体の協力を得て実施する。

（助成金の交付申請）

第5条 助成金の交付を受けようとする協力校は、助成金交付申請書（様式第1号）を本会会長に提出しなければならない。

（助成金額）

第6条 助成金額の上限は次のとおりとする。

- （1）保育所・幼稚園 14,000円
- （2）小・中学校 35,000円
- （3）高等学校 42,000円

（助成金の交付）

第7条 本会会長は交付申請内容を審査し助成額を決定し、助成金交付決定通知書（様式第2号）により通知する。

（助成金の請求）

第8条 前条の通知を受けた協力校は助成金交付請求書（様式第3号）を本会会長に提出しなければならない。

（活動報告）

第9条 助成金を受けた協力校は、事業終了後直ちに活動報告書（様式第4号）及び精算書（様式第5号）を本会会長に提出しなければならない。

付 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成21年4月1日から適用する。

（ボランティア協力校（園）活動普及事業実施要綱の廃止）

2 ボランティア協力校（園）活動普及事業実施要綱（平成17年4月1日施行）は廃止する。